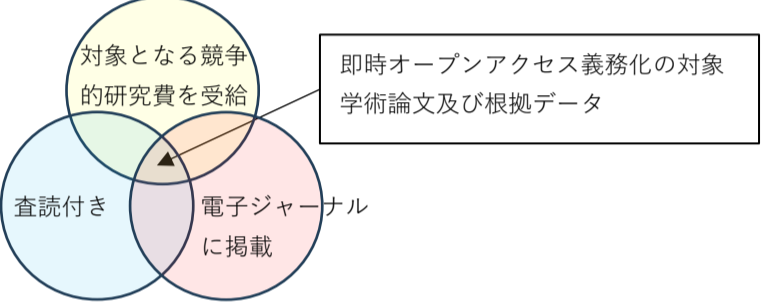


1. 【概要】

1	オープンアクセスとは。	オープンアクセスとは、学術論文等の研究成果がインターネット上で公開されることにより、誰もが無料で制限なくアクセスして利用できる状態にすることです。
2	国立大学法人鳴門教育大学オープンアクセス方針はどの程度の強制力を持つものなのか。	本方針は強い強制力を持つものではなく、あくまで鳴門教育大学としてオープンアクセス推進の意志を表明し、先生方に研究成果のオープンアクセス化を呼びかけるものです。即時オープンアクセスの義務化について定めるものではありません。
3	学術論文等の即時オープンアクセス義務化とは。	2025年度から新たに公募を行う競争的研究費を受給する研究者は、その成果となる学術論文及び根拠データの学術雑誌への掲載後、即時に機関リポジトリ等の情報基盤へ掲載することが義務付けられています。 「即時」とは、掲載後の公開禁止期間（エンバーゴ）がないことを意味します。
4	即時オープンアクセスの対象は。	<p>即時オープンアクセスの対象は、以下の2つです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 査読付き学術論文：電子ジャーナルに掲載された査読済みの研究論文（著者最終稿を含む） ・ 根拠データ：掲載電子ジャーナルの執筆要領、出版規程等において、透明性や再現性確保の観点から必要とされ、公表が求められる研究データ  <p>その他、即時オープンアクセスの詳細については、以下参考資料をご参照ください。</p>

2. 【教員からの質問への回答】

	質問	回答
1	学術誌等で、最初はオープンアクセスだったのに、途中から有料版になった場合、本学リポジトリから削除できるか。	削除できます。 本学機関リポジトリで公開している論文が、後に出版社の方針変更により有料化された場合、著作権侵害を避けるため、出版社からの要請やポリシーに従って削除します。削除を希望する場合は、附属図書館事務室までご連絡ください。
2	本学以外の機関（大学、学会、出版社等）が出版していてオープンアクセスになっていない出版物の場合、本学のリポジトリでその掲載物（論文等）を公開（オープンアクセスに）したければ、その機関から許可を得る必要があると思われるが、その機関が自機関以外での公開（オープンアクセス）を許可してくれるとは考えにくいのではないだろうか。（正規の「出版社版」等ではなく非正規の「著者最終稿」の公開なら認めてもらえるかもしれないが。）	出版社版を公開する場合は、出版社等の許諾が必要です。出版社がオープンアクセスを認めていない場合、許諾なしで公開することはできません。 多くの出版社は、著者最終稿の機関リポジトリでの公開を認めています。ただし、公開条件（エンバーゴ期間、クレジット表記、リンク付与など）は出版社ポリシーに従うことになります。 出版社への確認は、著者本人に行っていただくこととなりますが、必要に応じて附属図書館事務室がサポートいたします。 ※著者最終稿とは、査読が済み掲載許諾を受けることになった最終稿のことで、この原稿が雑誌に掲載されるレイアウトに組版され、出版社版として冊子体や電子ジャーナルなどの媒体で販売されることになります。
3	オープンアクセスを行うにあたって料金（権利を所有する機関への支払い）が発生する場合、著者本人の研究費から支払うことになるのか。それとも大学が支払ってくれるのか。そもそも、先方の機関への問い合わせは著者本人が行うのか。それとも大学が代行してくれるのか。	オープンアクセスの掲載料（APC）は著者本人の研究費から支払っていただくこととなります。 出版社等への問い合わせは、著者本人に行っていただくこととなりますが、必要に応じて附属図書館事務室がサポートいたします。

【参考資料】

[学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針（令和6年2月16日 統合イノベーション戦略推進会議決定）](#)

[国の基本方針の実施にあたっての具体的方策](#)

[具体的方策に関するFAQ](#)